

第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 すがはらクラブ後任事業者選定募集に関する質問書への回答（※質問事項は原文のまま掲載）

	質問箇所	質問事項	質問回答
1	募集要領－5 「運営要件」	すがはら学童クラブでは、4クラブすべてにおいて毎週土曜日も開所しておられますが、その際、野々市市要綱等において「児童数が少ない場合等の条件付きで、放課後児童支援員1名配置で可」との規定があることを確認しておりますが、この「1名」とは、放課後児童支援員1名のみであり、補助員の配置は不要という趣旨でしょうか。ご教示願います。	「放課後児童支援員1名配置で可」との規定につきましては、野々市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項において、一定の条件を満たす場合に限り、1支援単位あたり放課後児童支援員1名のみ配置を認めるものであり、別途、補助員の配置を必須とするものではありません。 ただし、児童の安全確保や支援の質を維持する観点などの運営上の判断により、必要に応じ、補助員を追加し配置していただくことは差支えありません。 また、放課後児童支援員1名のみ配置を認める一定の条件としては、以下のいずれかに該当する必要があります。 ● 利用児童が一人もいない時間帯であること ● 児童数が少ない時間帯（土曜日など）において、1支援単位あたりの児童数が20人未満、かつ、合同保育を実施しても合計児童数が概ね40人未満であること また、上記に加えて、以下のような安全確保方策を講じていることも必要です。 ● 緊急時の対応に関するマニュアルを作成し、訓練や研修を通じて職員間で共有していること ● 災害等に備えた計画やマニュアルを作成し、定期的な訓練を行っていること ● 保育中の事故に対応できる保険に加入していること ● やむを得ない場合を除き、原則として放課後児童支援員を配置すること

2	募集要領－５ 「運営要件」	現行クラブで大切にされている育成方針・子ども支援の考え方についてご教示願います。	現行クラブにおける育成方針および子ども支援の考え方について、市として把握している内容をお伝えいたします。 現行クラブは、地域との連携を重視し、長年にわたり保護者会による自主的な運営が行われてきました。これにより、保護者と支援員間の信頼関係が強固に築かれております。 子どもたちが安心して過ごせる「第二の家庭」のような環境づくりを目標としており、支援員は子どもたちと対等で親しみやすい関係を大切にし、あだ名で呼び合うなど、フレンドリーな関わりを心掛けています。 なお、本内容は現行保護者会の運営実態に基づくものです。今後の事業者選定後には、引継ぎや地域との連携を踏まえ、より良い運営体制構築に向けて協議を進めてまいります。
3	募集要領－６ 「施設の使用要件」	現行事業者所有物品（備品・教材・机椅子等）の引継ぎ可否についてご教示願います。	後任事業者が決定した後に、関係者間で別途協議のうえ決定する予定です。
4	募集要領－６ 「施設の使用要件」	現行事業者によるリース契約、修繕契約、または未整理となっている契約等がございましたら、ご教示願います。	本市において詳細な把握が難しいため、情報提供はいたしかねます。なお、後任事業者におかれましては、これらの契約を引き継ぐ必要はなく、新たな契約・運営体制を構築していただくこととなります。
5	募集要領－６ 「施設の使用要件」	施設内で使用している主な備品・設備について、過去数年分の修繕履歴や物品購入履歴がございましたら、参考までにご教示願います。	現行運営主体にて管理されており、本市で把握している情報は限られるため、今回の募集において個別の資料提供は行っておりません。

6	募集要領－6 「施設の使用要件」	現在使用している学校施設及び設備、または野々市市が管理する公共施設及び設備（体育館、公民館、運動場等）がございましたら、その内容や使用条件についてご教示願います。	本募集の実施要領に記載のとおり、対象となる施設はクラブが入居する施設に限っており、それ以外の施設の使用条件等は定めておりません。 また、クラブ活動において他施設を使用する場合があるかどうかについては、現行運営主体による個別の調整・運用によるものであり、本募集の前提とはしておりません。 従って、他の公共施設の利用を想定される場合は、事業者において必要に応じて別途使用申請や調整を行っていただくこととなります。
7	募集要領－7 「運営費補助金」	令和4年から6年度の3年間分の、現行事業者における収入・支出内訳（委託費、保護者負担、人件費等）の概要について、応募判断の参考資料として開示可能な範囲で年度ごとにご教示願います。	現行運営主体の財務情報を含む機微性の高い内部資料に該当するため、本募集においては提供を控えさせていただきます。
8	募集要領－7 「運営費補助金」	野々市市の補助金費算定基準（加算制度の有無、時間単価等）について独自の指標があればご教示願います。	補助金算定基準につきましては、本市が定める「野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱」に基づいて設定しており、加算制度の有無や算定方法についても同要綱の内容に沿っております。 また、「放課後児童支援員等処遇改善加算（1）」については、野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱において「1支援の単位当たり年額1,678,000円」と記載されていますが、令和7年度においては、主担当職員1人当たり年額120,000円の加算となっております。
9	募集要領－8 「スケジュール」	7月31日の欄に、企画提案書等とありますが、事業計画書とは別に企画提案書の提出が必要でしょうか。もし必要であれば、提出様式を教示願います。	ご質問の「7月31日の欄に記載された企画提案書等」につきましては、本募集における「類似業務実績」「事業計画書（案）」「運営規定（案）」「安全計画（案）」など、提案に関する一連の提出書類を総称して記載しているものです。 そのため、「企画提案書」という名称の書類を別途提出していただく必要はありません。また、それに関する独立した様式も設けておりません。

10	募集要領－13 「プレゼンテーション審査及びヒアリング審査」	プレゼンテーションは事業計画(案)と類似業務実績、安全計画(案)以外の資料提出は不可と考えてよい。 (プレゼンテーション資料の作成は不可と考えて良いか) その場合に行事や支援の状況をプレゼンテーションするために写真や図等を見ていただくにはどの様にすれば良いか。(例えば、事業計画(案)に写真や図を挿入して作成する。または写真や図は資料とは別にしてプロジェクターで表示する等)	実施要領に記載のとおり、プレゼンテーションは提出書類である「事業計画書(案)」「類似業務実績」「安全計画(案)」に基づいて行っていただきます。追加提案や追加資料の提出は認められません。 ただし、「事業計画書(案)」に記載された内容を補足する目的で、当日のプレゼンテーションにおいて、プロジェクターを用いて写真や図等を投影することは差し支えありません(例:「事業計画書(案)」に掲載された行事や支援の状況を、視覚的に補足するための画像等)。この場合でも、プレゼンテーション資料としての配布・提出は認められないので、あくまでも投影のみの対応としてください。 また、プロジェクターの使用を希望される場合は、実施要領の記載どおり、事前に申し出ていただくとともに、使用するパソコンや接続ケーブル等の備品は提案者でご用意ください。
11	募集要領－15 「事業の引継ぎ等」	保護者向け説明資料(利用案内・契約書等)の概要または構成内容を、参考までにご教示願います。	現行運営主体により個別に作成されたものであり、本募集においては提供を行っておりません。 今後の事業運営においては、後任事業者の方針に基づき、保護者との契約・案内体制を新たに整備していただくこととなります。
12	募集要領－15 「事業の引継ぎ等」	これまで実施された事業所向け説明会や、年度末等に各クラブ事業者向けに実施される説明会における説明資料・配布資料がございましたら、参考までにご教示願います。	現在までに実施されたクラブ向け説明会等における配布資料は、関係クラブを対象とした限定的な目的で作成されたものであり、本募集においては提供対象としておりません。今後の事業運営に関する事項は、後任事業者との協議により適宜整理・共有される予定です。
13	募集要領－15 「事業の引継ぎ等」	保護者会・地域(自治会・学校等)との関係性および引継ぎが必要な慣習についてご教示願います。	当該事項に関する取り扱いについては、後任事業者が決定した後に、必要に応じて現行運営主体や関係機関と協議の上で整理・調整を行う予定です。

14	募集要領－15 「事業の引継ぎ等」	選定された場合の事業の引継ぎについて、現在の保護者会による運営は令和7年度末をもって事業を終了となっているが、現在の全ての資産及び負債（リースやシステム・サービス利用等の契約や旅行積立金を含む）は全て精算されて、これを引き継がないと考えて良いか。	ご質問のとおり、現在の保護者会による運営は本事業の終了に伴い終了となる予定であり、現行運営主体が保有する全ての資産および負債（リース契約、システム・サービス利用契約、旅行積立金等を含む）については、現運営主体の責任において精算される予定です。 したがって、後任事業者において、これらを引き継ぐ必要はありません。
15	募集要領－15 「事業の引継ぎ等」	現在、すがはらクラブで使用されている備品等について、事業終了後の扱いはどの様になるか。	クラブで使用されている備品等の事業終了後の取り扱いについては、後任事業者が決定した後に、別途協議の上で決定する予定です。現時点では、具体的な取り扱い内容は未定です。
16	募集要領－15 「事業の引継ぎ等」	現在、すがはらクラブで行われている行事や恒例となっている事柄の内、特殊なもの（卒業旅行等の行事や保護者による草刈り作業等）について次年度以降も必ず継続を求められるものがあるか。	現在クラブで実施されている行事や恒例となっている取組（例：卒業旅行、保護者による草刈り作業等）については、次年度以降も必ず継続を求めるものがあるかどうかは、後任事業者が決定した後に、別途協議の上で決定する予定です。そのため、現時点で具体的な継続可否をお示しすることはできません。
17	その他	過去のヒヤリハット・事故発生状況（件数・傾向・発生時対応等）について統計的な件数や傾向など、可能な範囲でご教示願います。	現行運営主体が日常的に対応・記録しているものであり、本市として統計的な件数や傾向の資料は取りまとめておりません。 また、内容に個別性が高く、関係者の特定等のおそれがあることから、本募集において情報提供は行っておりません。
18	その他	現在の施設の運営状況の詳細を把握するために下記の資料の確認を希望します。 1 運営規定 2 決算書（令和6年度、令和5年度分） 3 職員の賃金台帳（職員の雇用条件等の把握するため） 4 年間行事予定表	いずれも現行の運営主体である保護者会に帰属する内部資料ですが、このうち年間行事予定表（年間計画表）のみ、本募集において参考資料として提供いたします。その他の資料につきましては、個人情報や財務情報などを含む機微性の高い内容が含まれるため、提供は差し控えさせていただきます。

19	その他	第1・2・3・4すがはらクラブの直近3年分の決算報告書を公開いただくことは可能でしょうか。	現行運営主体の財務情報を含む機微性の高い内部資料に該当するため、本募集においては開示を控えさせていただきます。
----	-----	---	---